

(四) 退職手当

助手職工規則一部改正

第三十條 滿三年以上、誠實に勤績シタル者ニシテ死亡シタルトキハ又ハ去ラ得サル事故ヨリ退職セル者ニ對シテ左記手續ヲ支給ス

- 一 滿三年勤績者ニ對シテハ退職當時ニ給二十日分トシ滿一ケ年ヲ増ス毎ニ日給十日分ヲ増給ス
- 一 滿五ケ年勤績者ニ對シテハ退職當時ノ日給四十五日分トシ滿一ケ年ヲ増ス毎ニ日給十五日分ヲ増給ス
- 一 滿十ケ年勤績者ニ對シテハ退職當時ノ日給百二十五日分トシ滿一ケ年ヲ増ス毎ニ日給二十日分ヲ増給ス

第三十一條 會社都合ヨリ解雇シタルトキハ左記手續ヲ支給ス

- 一 勤績一ケ年未滿者ニ對シテハ解雇當時ノ日給三二分
- 一 勤績滿一ケ年以上ノ者ニ對シテハ解雇當時ノ日給四十日分トシ滿一ケ年ヲ増ス毎ニ日給二十日分ヲ増給ス
- 一 勤績滿五ケ年以上ノ者ニ對シテハ前條ヨリ退職手当三倍ヲ支給ス

十一 一般雇病者、缺勤引續キ二十日以上ニ達ルトキハ其後、缺勤一回ニ對シテ日給ノ二分ノ一ヲ給與ス
但シ缺勤引續キ六十日ニ直ルトキハ其後、給與停止シ勤績年限ヲ中断ス